

## 霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟規約

(名称)

第1条 この会は、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、玉里地域から石岡地域及び霞ヶ浦地域から稲敷地域へ、霞ヶ浦を横断する2つの橋（以下「霞ヶ浦二橋」という。）建設の早期実現を図り、（仮称）千葉茨城道路等関連する主要道路、及び区域内の道路整備を促進することにより、関係地域の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、次の市町村の長及び議会議長を会員として構成する。

土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・かすみがうら市・小美玉市・美浦村・阿見町・河内町・利根町

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 架橋に関する必要な調査研究
- (2) 霞ヶ浦二橋に関連する（仮称）千葉茨城道路等主要地方道をはじめとした区域内道路の整備に関する調査研究
- (3) 関係機関への陳情
- (4) 目的を達成するための広報活動
- (5) その他必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 2名

2 本会に顧問及び参与を置くことができる。

(選出及び任期)

第6条 役員は総会において選出する。

- 2 顧問及び参与は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 役員に欠員を生じたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 顧問及び参与は、本会の目的達成に必要な助言を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第9条 本会の事務を円滑に処理するため、構成市町村の担当課長をもって幹事会を構成する。

2 幹事会は、本会の事業運営に必要な企画立案を行う。

3 幹事会には、役員構成市町村の幹事をもって常任幹事会を設置する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、会長所在の市町村に当該市町村職員で構成する事務局を置く。

(経費等)

第11条 本会の経費は、構成団体の負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第13条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成9年5月29日から施行する。

附 則

この規約は平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は平成18年5月12日から施行する。